



学生、教職員のみなさん

京都工芸繊維大学から

ハラスメントをなくしましょう



ハラスメント等とは

キャンパスにおいて起こりうるハラスメント等としては、
次のようなものがあります。





セクシュアル・ハラスメント、性暴力等

相手の意に反する性的な言動で、不利益や不快感を与え、教育研究環境や職場環境を悪化させること。

セクシュアル・ハラスメントや性暴力等になりうる言動とは

◇性的な内容の発言関係

- ・ 聞くに堪えない卑猥な冗談を交わす。
- ・ 性的な経験や性生活について質問する。
- ・ 性的な風評を流したり、性的指向や身体的特徴についてからかう。
- ・ 顔を合わせるたびに「結婚はまだか」「子供はまだか」と尋ねる。
- ・ 「男のくせに根性がない」「女には仕事を任せられない」「女性は職場の花でありさえすればいい」などと発言する。
- ・ 成人に対して「男の子」「女の子」「僕、坊や、お嬢さん」「おじさん、おばさん」などと人格を認めないような呼び方をする。
- ・ 性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について本人の了解を得ずに他の人に暴露する。（アウトティング）

◇性的な行動関係

- ・ 雑誌等の卑猥な写真・記事等をわざと見せたり、読んだりする。
- ・ 身体を執拗に眺め回したり、身体の一部に意識的に触れる。
- ・ 食事やデートにしつこく誘う、または性的な関係を強要する。
- ・ 性的な内容の電話をかけたり、性的な内容の手紙・メールを送り付ける。
- ・ 性的な写真を撮影したり、撮影しようとする。
- ・ 女性であるというだけでお茶くみ、掃除、私用等を強要したり、仕事や研究上の実績等を不当に低く評価する。
- ・ 酒席で、上司、指導教員等のそばに座席を指定したり、お酌やカラオケのデュエット等を強要する。
- ・ 一方的な思い込みで頻繁にメールを送ったり、SNSに書き込みをする。



アカデミック・ハラスメント

教育・研究の場において、優越的な地位にある者が行う不適切な言動・指導・待遇のことで、それによって相手の勉学・研究意欲や学習・研究環境を害すること。

アカデミック・ハラスメントになりうる言動とは

- ・ 教育・研究指導を放棄する。
- ・ 教育・研究上の指導において、人格を否定するような暴言を吐く。
- ・ 研究や指導を名目に、不必要に学外や酒席、または深夜・休日に呼び出す。
- ・ 正当な理由なく、卒業・修了を認めない、または単位を与えない。
- ・ 本人の意思に沿わないような進路を押し付ける。
- ・ 研究の妨害をしたり、データの盗用、改ざんを強要する。
- ・ 他の大学院を希望しても、受験を阻止する。



妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント

妊娠・出産したことや育児・介護休業などの制度を利用したことに対する不適切な言動により、相手に不利益や不快感を与え、教育研究環境や職場環境を悪化させること。

妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント になりうる言動とは

- ・妊娠により立ち仕事を免除されていることを理由に「あなたばかり座って仕事をしてずるい」と仲間はずれにする。
- ・「就職したばかりのくせに妊娠して、産休・育休をとろうなんて図々しい」と何度も言う。
- ・出産に伴う休学について相談を受けた教員が「休学するなら退学してもらおう」と言う。
- ・「子供を産まないのはなぜ?」「子供を産んでこそ一人前だね」と言う。
- ・育児休業を申し出た男性職員に「男のくせに育休とるなんてあり得ない」と言う。
- ・介護休業の請求に対して「自分なら請求しない。あなたもそうすべき」と言って認めない。



パワー・ハラスメント

職場において、職務上の優越的な地位にある者が行う不適切な言動・指導・待遇のことで、それによって相手の就労意欲や就労環境を害すること。

パワー・ハラスメント になりうる言動とは

- ・職務上必要な情報を意図的に伝えない。
- ・ミスの注意だけでなく、「こんなこともできないの」「給与泥棒」「お前はいない方がまだ」など人格を否定するような暴言を吐く。
- ・人前で激しく部下を叱責する。
- ・明らかに不要なことや遂行不可能な仕事を押し付ける。
- ・合理的理由なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じる。
- ・隔離・仲間はずれ・無視など人間関係から切り離す。
- ・終業後、強引に飲み会に誘う。
- ・パソコンの得意な部下が、パソコンを不得意とする上司に対して、「こんなことも分からないのですか」と怒鳴る。

複数のハラスメントから構成されるハラスメントもあります。



ハラスメント等を起こさないために

- ・お互いの人権や個人の価値を尊重しましょう。
- ・考え方、感じ方は人によって異なります。好意が「思い込み」でないか注意しましょう。
- ・普段の人間関係のあり方やその場の状況に配慮しましょう。
- ・相手が拒否したり嫌がっていることがわかったら決して同じ言動を繰り返さないようにしましょう。
- ・不快な言動であるか否かについて、いつも明確な意思表示がある（嫌だと拒否する）とは限らないことを認識しましょう。



ハラスメント等に第三者として気づいたら

- ・ハラスメント等を当事者間の個人的な問題として片付けないことです。
- ・ハラスメント等が見受けられる場合はすぐに注意しましょう。
- ・ハラスメント等を受けている人をサポートしましょう。
- ・相談窓口に行くように勧め、同行してあげましょう。

ハラスメント等は、被害者自身が事実を公然と訴えることは容易ではありません。
相談窓口は、被害に気付いた第三者の申し立てに対しても開かれています。



ハラスメント等を受けたと感じたら

- ・自分にも責任があるなどと、自分を責める必要はありません。
- ・ハラスメント等を見逃したり、受け流したりしているだけでは、状況は少しも改善されません。言葉と態度で「嫌だ、不快だ」という気持ちをはっきりと相手に伝えましょう。
- ・一人で我慢せずに、誰か周囲の信頼できる人に相談しましょう。
- ・記録をつけておきましょう。見ている人がいたら、その人にも確認しておきましょう。
- ・人権相談員やハラスメント等相談員に相談しましょう。

相談員やハラスメント等の防止に関する情報は、京都工芸繊維大学ホームページ (<https://www.kit.ac.jp/>) の次のところに掲載しています。

TOP > 大学について > 大学の取り組み > ハラスメント等防止のために

京都工芸繊維大学 ハラスメント等防止委員会

〒606-8585 京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地

TEL075-724-7020（人事労務課）